

【新設】函館市社会福祉総合相談センター「くらしの法律相談」 ご案内

ひとりで悩まず、話してください ~あなたのお悩み、お聴きします~

総合相談センターとは？

「函館市社会福祉総合相談センター」は誰もが気軽に相談できる窓口です。電話または訪問された方の悩みを聞き、助言や適切な機関の紹介等を行っております。福祉に関わる相談はもちろん、その他の困りごと、誰にも話せない悩み、相談先がわからない・・・など、まずはお気軽にご相談ください。

【相談日・相談時間等】

月～金曜日	一般相談	身近な困りごと、心配ごと
第3火曜日午後	くらしの法律相談	身近な法律に関わる悩み事
第1水曜日午前	心の健康相談	心の悩み事、心配事に関する相談
第2水曜日午前	不登校相談	不登校に関する相談
第3水曜日午前	介護相談	介護保険、福祉サービス利用等の相談
第4水曜日午前	ひきこもり相談	ひきこもりに関する相談
毎週水曜日午後	行政相談	国・道・市・特殊法人に関する苦情・意見・要望等
第1・3木曜日	消費生活相談	消費生活に関する相談・助言等
第2・4木曜日	認知症高齢者処遇相談	認知症高齢者に関する相談・助言・支援等

R5～
新設

【日時】月曜日～金曜日 10:00～12:00 13:00～15:00

(祝祭日、12月29日～1月3日までの年末年始を除く)

【相談時間】30分程度 ※相談料は無料 ※予約優先

【場所】函館市若松町33-6 函館市総合福祉センター（あいよる21）3階
相談は来所またはお電話でお伺いします。

☎0138-23-8969まで

【新設】「くらしの法律相談」について

【くらしの法律相談とは？】

身近なくらしに関わるお悩みを弁護士を通じて、気軽に相談できる窓口を開設いたしました。相談料は発生いたしませんので、まずはお気軽にお問い合わせ下さい。

【開設日】 令和5年4月18日（火）より

毎月第3火曜日 13:00～15:00

【開設場所】 函館市総合相談センター 相談室

(函館市総合福祉センター3階)

【依頼団体】 函館弁護士会

【相談方法】 来所または電話相談 但し事前予約制 1回30分まで

【連絡先】 ☎0138-23-8969

